

## 諏訪市立図書館蔵

# 平家物語について

村 上 光 徳

ぶことをおことわりしておく。

## 二

諏訪市立図書館の所蔵になる「平家物語」(十二巻、十二冊)については、いまだほとんど知られていないのではないだろうか。したがって、この本がどんな内容をもつものでどんな系統に属する平家物語であり、どんな価値があるものか、などの点については公にされていないように思う。

私が諏訪市立図書館に「平家物語」があるという話を耳にしたのは、もう三・四年前になると思う。昨冬図らずも諏訪に行く機会に恵まれ、平家物語のことを思い出して、同図書館にお邪魔して見せていただいた次第である。

以下私流に見たままをなるべくこまかく紹介することにしたい。

なお論を進めるに当り以下本書を便宜的に「諏訪本」と呼

この平家物語は以前諏訪家(明治四年東京へ移転、現在練馬区に在住)に所蔵されていたものであったが、同家では管理が大変であることその他の理由で、昭和三十年五月二十日に郷土史研究家細川隼人氏を通じて、諏訪家から諏訪市に寄贈されたものとのこと、そのときこの平家物語といっしょにたくさんの資料が寄贈された。その一部を掲げれば左の通りである。

竹取物語

巻物三巻

伊勢物語

巻物一巻

源氏物語

五十四冊

唐詩選

一冊

五経集計	一	冊
組徠先生政談	九	冊
御当家將軍宣下之記全	一	冊
關東御入国分限帳	一	冊
諏訪因幡守系図	四	通
諏訪兵部系図	一	通
諏訪美濃守家譜	一	通
諏訪帶刀家譜	一	通

——以下略——

この他漢文学関係、系図、諏訪社に關係ある諸記録など、貴重な資料がたくさん寄贈された。

### 三

さてこの諏訪本平家物語の体裁を見ると、概ね左の通りである。いま日本古典文学大系の凡例にならって各項目別にみる。

1 巻頭目録	あり
2 本文	全十二卷(但祇王・小宰相あり)
3 本文中の章段名	一部あり
4 章段の区分	なし
5 本文の振仮名	平仮名・片仮名・両用
6 濁点	なし

7 本文中の区切り点	なし
8 書写された年代	大永貳年(一五二二)
9 筆者	吉田大夫律師興秀
10 表紙色・寸法	色は「ヒワ色」 縦二八・四センチ 横一九・四センチ
11 奥書	あり(写真①参照)
12 綴じ方	袋綴じ
13 一帖の行数	八行

この平家物語は、過去における保存状態はあまりよいとは言えず、雨もりか火災時の冠水かどうか不明であるが、各巻にシミがあり、巻六及び巻十二は破損がはげしく十分見ることができない。

また各巻末(巻六・巻十二は不明だが)にはみな次のような奥書が記されてある。

右平家物語一部十二卷一筆に書事は年たけ当時人倫のましはり遠さかりぬれは賤のおた巻くりかへしむかしかたりになくさむやとうつし置はかり也老のなみ六十にかゝり筆の崎さへしら浪のよする真砂の鳥の総まなふはかりに書をけは他見の為にはなるへからす誠尽老の心しるし書也生年五十七なる春夏の間の筆のすさみ後代の恥をかへり見す候爰にかうそ思ひいたしける老のなみつもりの

浦のもしほ草見るめのためにかきそをきぬる。――

千時大永貳年 壬午 林鐘吉日 吉田大夫律師興秀花押

――写真①参照――

また各巻頭には目次がついている。二・三の巻を書き出すと、概ね次のような調子である。――写真②参照――

或書存力極... 平家物語卷第二

— ① —

平家物語について (村上)

巻第一

一、序分事

一、五節事(殿上闊討)

一、平家繁昌事

一、二代后事

一、二条院崩御事 并額打論事

平家物語卷第二目錄
一、明堂座至流罪事
一、西光源公事
一、同幽王事
一、流苗嶋流人事
一、法皇御道及事
一、善光寺炎上事
二、行阿闍梨事
一、成親所被召思事
一、小松田村教訓事
一、成切所流罪事
一、實定所被召事
一、山内實成事
一、鬼塚嶋流罪事

— ② —

一、清水寺炎上事

一、六条院御位事

一、高倉院御即位事

一、平家悪行始事

一、新大納言成親卿謀反事

一、加賀守師高悪行事

一、白山神與東坂本入御事

一、二条関白北政所御立願事

一、日吉神輿入洛事

一、師高流罪禁獄事

一、大内炎上事

卷第七

一、兵衛佐木會中直事

一、経正朝臣竹生嶋参詣事

一、平家北国討手向事

一、火打城落事

一、利波山合戦事

一、木曾新八幡願書籠事

一、斎藤別当打死事

一、還亡僧正雷被事

一、平家一門願書事

一、平家都落并維盛卿妻子慕事

一、薩摩守俊成卿許師事

一、経正御室琵琶進事

一、貞能小松殿墓参事

一、平家福原一夜宿鎮西落給事

卷第十一

一、九郎大夫判官八嶋責渡事付大風船乗事

一、梶原与判官逆櫓問答事

一、八嶋内裏御所責焼落事

一、佐藤三郎兵衛嗣信最期事

一、那須与一宗高扇射事

一、九郎判官義経弓流事

一、赤間関門司壇浦船軍事

一、先帝君二位尼身投事

一、平家人々男女問生捕事

一、劔卷付宝劔お海底失事

一、内侍所御相都着内裏奉事

一、内裏炎上時内侍所従火中□出事

一、梶原依讒言判官与頼朝□決事

一、大臣殿八条若君□□事

一、大臣殿父子鎌倉下着事

一、九郎判官鎌倉起請文道事

一、大臣殿頼朝見参事

一、大臣殿父子出近江国最期事

一、本三位中将重衝卿於奈良最期事

このような目次の立て方であるが、前にも述べたように章段は分ていない。全部ではないが、後人が章の区切りと思われる箇所へ附箋をつけたり、または

いくさもおぼつかなしとて舟に取乗て竹生嶋をぞ出られけ

る○火燵合戦一さるほどに先陣は越前国木ノ……

或はこま野生にかゝりつゝ、駒に鞭うつ人もありおもひく

が心しに落行けり○福原落一福原の旧都に着て大臣殿……

のよう記してある。

#### 四

次に内容を瞥見すると――いま便宜、山田孝雄博士の「平家物語に就きての研究」の五七頁の各項を参考にして内容を見ると、

1 卷一の「妓王」の巻は岩波文庫本平家物語と同じく「吾身栄花」の次「二代后」の前に位する。

2 卷五の「富士川」の巻中に高倉上皇の「嚴島御願文」が入っている。

3 卷九の巻末に「小宰相」が存する。――ここは後述するように文章にかなりの差異がある。

4 卷十一に「内侍所都入」の次「一門大路渡」の前に大秘

事たる「劔巻」があり続いて「文の沙汰」の前に「鏡巻」があり、さらに最後は「重衡最後」でおわっている。

5 卷十二は「元暦元年の春夏の程に平家みなほろびて国々は国司□□たかひ庄園は領家の進退に成……中略……同七日大地震なり……云々……」となっていて「大地震」の記事から入っていることがわかる。

たゞここで残念なのは卷六・卷十二が以前水にかかったらしく紙がくっついていて十分調べることができないので、卷六に「国綱卿の沙汰」があるかどうか。卷十二に「灌頂巻」があるかどうか不明であるが、だいたい一方流系統の語り本に属するらしい。

さらに流布本にのみ存する本文といわれているところ二、三個所と比較してみることにする。

流布本

諏訪本

卷一殿下乗合

……鳥羽の国久丸といふをの……鳥羽国久丸といふおのこ、下藤なれども、さかさか、下藤なれとも情ある物にて御しき者にて御車しつらひ、乗車しつらい仕て、中の御門のせ奉つて中の御門……中略……御所へ還御なし……中略……下知し給ふと云ふとも、な、下知し給ふともなと重盛に夢ど、重盛に夢ばかり知らせざり、をは見せさりけるそ……けるぞ……

※ 岩波文庫本この項「泣々

御車つかまつて」とあり。  
他は同じ。

押落さる。源氏の船は、自らしおとさる。平家の船は心な潮に追てぞ出来る。……  
らす塩におふてそ出来たる……

卷六小督

……入道相国、此の由を伝へ聞き給ひて、中宮と申すも御女、冷泉の少将もまた聳なり。小督の殿に、二人の聳を取られては、世の中よかるまし。

……入道相国は中宮と申も御娘也、冷泉の少将もむこなり。二人のむこを小督殿にとられて、いやいや小督かあらん程は世の中よかるまし。……

※ 岩波文庫本この条だいたいの同じ。

……院宣の御使は、御坪の召次花方、三位の中将は御便は、平三左衛門重国と云ふ者なり、大臣殿、平大納言へは院宣の趣を申さる。

……御使は平三左衛門重国、御坪のめしつき花方とそきこえし、私の文はゆるされねは人々のもとへ……

この他まだいくつか例を示すことができるが、右掲の例を見てもよくわかる通り、諏訪本は流布本の本文とは異なることである。右に掲げた箇所はすべて流布本の欠点といわれている——富倉徳次郎先生説(国語と国文学三十三ノ七)と山田孝雄博士説(平家物語に就きての研究)その他。——本文である。したがって諏訪本の本文はやはり流布本平家物語の本文ではないことが判明したわけである。

卷十内裏女房

……門司・赤間・壇の浦は漲りて落つる潮なれば、平家の船は、心ならず、潮に向つて

……門司・赤間・壇の浦はたきりておつる塩あれば、源氏の船は心らす塩にむかふてお

以上のことを総合すると、この諏訪本平家物語は巻一に「妓王」巻五に「願文」の記事がある。巻九に「小宰相」などが入っていて、巻十に「高野の巻」はなく巻十一に「劔・鏡」巻十二が「大地震」ではじまっている。などの理由から考えて「岩波文庫本平家物語」と同一系統——いわゆる覚一別本——に属するものではなからうか、と想像するのである。

卷十一壇の浦合戦

……門司・赤間・壇の浦は漲りて落つる潮なれば、平家の船は、心ならず、潮に向つて

……門司・赤間・壇の浦はたきりておつる塩あれば、源氏の船は心らす塩にむかふてお

しかしこの諏訪本平家物語も、まったく「岩波文庫本」と同様というわけではない。巻一から本文を追って見てゆくと

五

卷五のおわりまではほとんど同じと云ってよいようだが、(巻六は全部見ることができないのでわからないが)巻七・巻八・巻九においては岩波文庫本とはまったく違った系統の本と思われるのである。巻十・巻十一はまた岩波文庫本とほとんど同じ本文にもどるのである。巻十二は巻六と同様、本の痛みが激しく十分見られない。

この巻七・巻八・巻九の三巻においてはどこがどのようにちがうということは言えないが、強いて言えば、全体がこの三巻だけ別系統の本文を書き写したのではないか、と思われるくらい大きくちがっているのである。——思<sup>う</sup>よりも、完全に別の本文を写したといった方がよいかもされない。いまま次に巻七の「福原落」と巻九の「小宰相」の一部を岩波文庫本と比べてみる。

福原落 (巻七)

諏訪本

岩波文庫本

(前文略) 福原の旧里に一夜を明し給ひけり折節秋の初月  
月は霜の弓張なり深更後夜閑にして旅ねの床の草枕露も涙も  
あらそひて只物のみそかなしき  
いつ帰るへきとも覚えねは、故入道相国の作りをかれ

(前文略) 福原の旧里に一夜をこそ明されけれ。折節秋の初  
の月は、下の弦なり。深更空夜閑  
にして、旅寝の床の草枕、露も涙も  
争ひて、唯物のみぞ悲き。何帰るべし  
共おぼえねば、故入道相国の造り置

し山粧を見給に春の花見の岡の御所  
夏は泉殿松陰殿秋は月の浦の御所  
冬は雪見のかや御所馬場殿釣殿  
二階の棧敷五条の大納言国綱卿の造進  
せられし里内裏人々の家々いつれも  
みな三年か間にあははてて旧苔路を  
ふさき秋の草門をとち瓦に松おひて  
垣に蔦志けり台傾ては苔むせり  
松風はかりやかようらん簾絶ては  
閨あらはなり人々入道相国の墓所に詣  
てて過去聖霊出離生死頓証菩提とそ  
廻向志給ふ薩摩守忠度眺里の御所の  
花を折故入道殿に手向つつなみたせ  
きあへす

き給ひし所々を見給ふに、春は花見の岡の御所、秋は月見の浜の御所、泉殿・松陰殿・馬場殿、二階の棧敷殿、雪見の御所、萱の御所、人々の館ども五条大納言国綱卿の承はて造進せられし里内裏、鶯の瓦、玉の甃、何れもく三年が程に荒果て、旧苔徑を塞ぎ、秋の草門を閉づ。瓦に松生ひ、墻に蔦しげれり。台傾て苔むせり、松風ばかりや通ふらん。簾絶て閨露は也、月影のみぞ差入ける。

なき人に手向る花のしたえ  
たをたをれん袖のしほれぬ  
るかな  
と詠せられければみな人そて  
をそしほられけるあけにけれ

明ぬれば、福原の内裏に火

は里の内裏より始めて人々の家々に火をかけ主上をはしめまいらせておの／＼御船にめされてけり都を出しほとこそ

なけれども是も名残はうなしかりけり、九重の月を出させ

給ひて八重の塩路におもむき

たまふ、玉の台錦の志とねを

引替て海士の苔ふくす□をし

はかられて哀なり浦々嶋々こ

き行は、海士の藻の夕煙尾上

の鹿の暁の声渚々によする浪

のをと袖に宿かる月の影千種

にすだく蟋蟀のきり／＼すす

へて目に見耳にふるることの

一として哀をもよをし心はい

たましぬすということなし昨

日は東関にくつはみをなへて

十万余騎今日は西海にともつ

なをといて七千人雲海沈々

として青天暮なんとす孤嶋に

夕霧そはたて月海上に浮へり

を懸て、主上を始奉て人々皆御船に召す。都を立し程こそなけれども、是も名残は惜かりけり。

海士の焼藻の夕煙、尾上の

鹿の暁の声、渚々に寄する浪

の音、袖に宿かる月の影、千

草にすだく蟋蟀のきり／＼

す、総目に見耳に触る事、一

として哀を催し、心を痛しめ

ずといふ事なし。昨日は東関

の麓に轡を並べて十万余騎、

今日は西海の浪に纜を解て七

千余人、雲海沈々として、青

天既に暮なんとす。孤島に夕

霧隔て、月海上に浮べり。極

極浦の浪を分塩にひかれて行船は半天の雲にさかのぼり日数をふれば都は既に山川ほとをへて雲居のよそにそ成にけるはるばる来ぬとおもへともつきせぬ物はなみたなり志ろき鳥のむれるたるを見てはかれなむ在原のなにかしのすみた河にて事とひけんもむつましき都鳥かなと哀なりし?

浦の浪を分け、塩に引かれて行船は、半天の雲に浜る。日数歴れば、都は既に山川程を隔て、雲井の余所にぞ成にける。遙々きぬと思ふにも、唯つきせぬ者は涙也。浪の上に白き鳥のむれあるを見給ひては、彼ならん、在原のながしの、隅田川にて言問ひけん、名も睦敷き都鳥にやと哀也。寿永二年七月廿五日に平家都を落果ぬ。

小宰相 (卷九)

(前文略) 此北の方と申は故頭刑部卿範方の御娘上西門院に侍て小宰相殿とぞ申ける

(前文略) 此北方と申は、頭刑部卿則方の女、上西門院の女房、宮中一の美人、名をば小宰相殿とぞ申ける。

三位のいまた中宮

此女房十六と申し安元の春の比、女院法勝寺へ花見の御幸有しに、通盛卿其時は未だ中



亮と申し比いかなるたよりに  
か比人を只一目見てより、心  
も主にあこかれて文を尽し年  
月うらみかこたれければもな  
い／＼気色もおはせさりけれ  
は三年と申には三位思ひよは  
りなから猶文を書て取伝へけ  
る女房にたむけり

有時小宰相の里より御所へま  
いられけるに此女房道にて車  
のそはを通るやうにて文を車  
の内へそ抛入たる

宮の亮にて供奉せられたりけ  
るが、此女房を只一目見て、  
哀れと思ひ初けるより、其面  
影のみ身にひしとたちそひ  
て、わするる隙も無りけれ  
ば、常は歌を詠み、文を尽し  
て恋悲しみ給へど、玉章の数  
のみ積りて、取入給ふ事もな  
し。すでに三年になりしか  
ば、通盛卿いまをかぎりの文  
を書て、小宰相殿の許へ遣  
す。をりふし取伝ける女房に  
も逢はずして、使空しくかへ  
りける道にて、小宰相殿は折  
ふし我里より御所へぞ参りた  
まひけるが、使道にて行会ひ  
奉り、空うかへり参らん事の  
本意なさに、御車のそばをつ  
とはしり通る様にて、通盛の  
文を小宰相殿の乗給へる車の  
簾の内へぞ、投げ入れける。  
伴の者共に問ひ給へば、「知

小宰相殿是を見給ひて此文を  
なけ入ける物はいかなる物ぞ  
との給ひければも、しらぬよ  
しをそ申ける此文を車の内に  
おかんも空おそろしくてはか  
まの腰にはさみて御所へ参り  
てさふらはれけるに

思ひ忘れてこの文を女院の御  
所にしも落されけり女院御覽  
じ付させ給ひて女房達をめさ  
れて珍敷物をこそひろいたれ

此文のぬしは誰ならんと仰ら  
れければ女房達みなしらぬよ  
しをよるつの神仏をかけて申  
されけるに小宰相殿は顔うち  
あかめてしはしは御返事も申  
されず女院いかにもと仰けれ  
はあの通盛のとばかり申され

らず」と申す。さて此文をあ  
けて見給へば、通盛卿の文に  
てぞ有ける。車に置くべきや  
うもなし、大路に捨んもさす  
がにて、袴の腰に挟みつゝ、  
御所へぞ参り給ひける。さて  
宮仕へ給ふほどに、所しもこ  
そ多けれ、御前に文を落され  
けり。女院これを御覽じて、  
急ぎ取せおはしまし、御衣の  
御袂に引藏させ給ひて、「珍  
敷物をこそ求めたれ。此主は  
誰なるらん」と仰せければ、  
女房たち、万の神仏にかけて  
「知ず」とのみぞ申あはれけ  
る。其中に小宰相殿は顔打赤  
めて、物も申されず。女院も  
通盛卿の申とはかねてより知  
召れたりければ、さて此文を  
明けて御覽するに、妓炉の烟  
の匂ひ殊に馴しく、筆のたて  
ども尋常ならず、あまりに人

ければ、女院も内々さる事ありとはしろしめされければこのふみを御覽せらるるに一首の哥をそ書れたる。

の心づよきも中々今は嬉くて、  
ななど、こまぐと書いて、  
奥には一首の歌ぞ有ける。

わか恋はほそ谷川のまろ木  
はしふみかへされてぬるる

我恋は細谷川のまろきばし  
ふみかへされて湿るる袖哉

女院これはいまたあはぬを恨  
たる文なりあな心つよやとて  
女院御返事をそあそはされけ  
る

女院、「是は逢ぬを恨みたる  
文や。あまりに人の心づよき  
も中々怨となるものを」。中  
比小野小町とて、眉目容世に  
すぐれ、情の道ありがたかり  
しかば、見る人聞く者肝魂を  
いたましめずといふ事なし。

されども心づよき名をや取り

多々たのめほそ谷川のまろ  
き木橋ふみかへしてはおつ  
るならひそ

三位かたしけなく女院より御  
□□されありてかたちは幸の  
花なれは心さしなめならす  
して、西海の旅の空までひき  
くしてつねにひとつ道へおも  
むきたまふそあはれなる

たりけん、果てには人の思ひ  
の積りとて、風を防ぐ便りも  
なく、雨を漏さぬ業もなし。  
宿にくもらぬ月星を、涙に  
浮べ、野辺の若菜、沢の根芹  
をつみてこそ、露の命を過し  
けれ。女院、「是は如何にも  
返しあるべきぞ」とて、かた  
じけなくも御硯召寄せて、自  
御返事あそばされけり。

只たのめ細谷川の丸木橋ふ  
みかへしてはおちざらめや  
は

胸の中の思ひは富士の烟に露  
れ、袖の上の涙は清見が関の  
浪なれや。眉目はさいわいの  
花なれば、三位此女房を給  
て、互に志浅からず。されば  
西海の旅の空、浪の上舟の中  
の住ひまでも引具して、同じ  
道へぞ趣れける。

門協の中納言は、嫡子越前

の三位、末子成盛にも後れ給ひぬ。今憑給へる人とは、能登守教経、僧には中納言律師忠快ばかりなり。故三位殿の形見とも此女房をこそ見給ひつるに、其さへかやうになられければ、いと心細ぞ成れける。

上の段で傍線を引いた部分は下段の「岩波文庫本」にはない部分。逆に下の段で傍線を引いた部分は上段の「諏訪本」にはない内容を示すものである。

これを見てもわかるとおり、諏訪本の方の「福原落」には「人々入道相国の墓所に詣てて……云々……」のところは、おそらく「語り系」にはないのではないかと思われる記事であるし、——増補系の混入か——巻九の「小宰相」は諏訪本は非常に淡々とした文章であるのに対し、岩波文庫本の方はかなりの脚色がなされている。そのため岩波文庫本は内容が少し多く延びている。もっとも「小宰相」は濃美かをる氏が述べておられるように、いろいろな形があるようで、安易に見るべきではないが、ここに掲たのは別に深い意味があるわけではなく、一つの例として掲たに過ぎないことをおことわりしておく。この諏訪本の巻七・巻八・巻九が岩波文庫本と

ちがうということの例は、実はどこでもよいのであって、故意に選んだわけではない。

さて、この他のちがいで目につくのは、記事の配列に相違が著るしい点である。この点については深く調べていないので、現段階ではなんとも言えないが、かなり大きな相違が目につく。この配列の相違によってこの諏訪本の良し悪しが決定づけられるのではなからうか。こういう形をした平家物語をそのまま書写したものか、それとも書写した者が勝手に配列をかえたものかそのへんは想像もつかないが、おもしろい現象である。

それから諏訪本の文章は巻一から巻五までと、巻十・十一は岩波文庫本及び古典大系本の本文と大差はないが、巻七・八・九においては全体的に簡潔で、脚色が少なくなっている。この点は前掲の「福原落」・「小宰相」を見てもわかることと  
思う。

## 六

次にこの諏訪本平家物語を書き写したという「吉田大夫律師興秀」という人物について考えてみることにする。

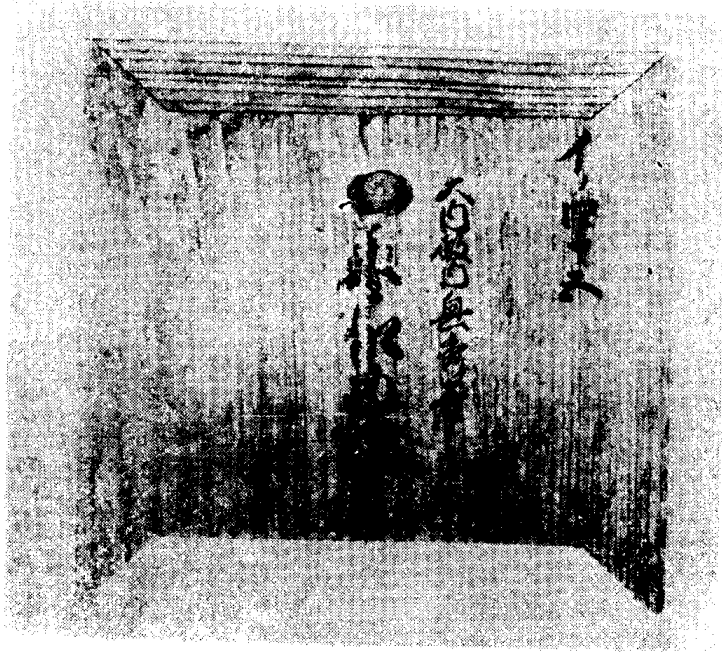
この平家物語が納っている箱の蓋を見ると

大内殿内興秀筆

平家物語 十二冊(写真③参照)

と記してあり、「大内殿内興秀筆」と書いた理由は、その蓋の裏側に張ってあの次のような書きつけによったものと思われる。

大内殿内興秀事飯田石見守と申候旨、右筆了延より乙卯六月十二日申来(写真④参照)



— ③ —



— ④ —

この書きつけによれば、了延の報告により「吉田大夫律師興秀」という人物は「大内殿内飯田石見守」であると判定して、箱の蓋に左掲のように書いたものであろう。それでは上記のように「吉田興秀」と「飯田興秀」とは同一人物と見てよいかどうか、以下それについて少し調べてみる。

管見に入った資料には「吉田興秀」についてのものは一つもなく、「飯田興秀」に関するものは左の三つがあった。

(A) 大内氏実録

飯田興秀子長秀

飯田興秀。初め大炊助、○永正十二年差定、高嶺大神宮御鎮座伝記、古文書、○明応九年御成雑掌注文に飯田弥五郎の名見ゆ、興秀の幼名ならん。のち石見守となる。歴名士代、言延覚書、義隆記、同異本及び古文書 大炊助興みして、義長に仕ふ。言延覚書、家中覚書、古文書 子長秀。初名知らず。……以下略……

(B) 群書類従 合戦部 大内義隆記

……前文略……義隆ノ御失玉ヘバ。頓而豊後ヘノ御迎ニハ陶ノ同名安房守。杉勘解由判官。飯田石見守。其外御走衆廿人。……云々……

C 群書類従 合戦部 中国治乱記

……前文略……陶尾張守ハ義隆生害ヲ後悔申シ、修理大夫大友義鑑二男義長ハ義隆ノ御姉ノ御子ナレバトテ、豊前ノ大友八郎義長ヲ請申シ。大内ノ家ヲツガセ奉ルベキトテ其旨ヲ大友殿ヘ申入ラル。頓テ御越可レ有ニ定リケレバ。御迎トシテ陶安房守。飯田石見守興秀。伊香賀民部少輔参リ向フ。……云々……

以上のうち(B)(C)は同じことを記した記事であるが、これらによって「飯田興秀」という人物は実在し、「石見守」になったことは事実と解してよいであろう。しかし生・没年代もまったく手がかりがなく、更にこの人が「平家物語」を書写するよ

うな風流人・文化人であったかどうかが問題である。この点についてはまったく手がかりが得られない。現存する大内氏関係の資料は「山口県文書館」でかなり整理されていて、人物についての二、三の記録はあるが、単独の記録や、自筆の文書などは残っていないようで、確たることは知り得ない。この点について同文書館の森田良吉氏に御教示を得たが、同氏は、「現存する記録の範囲内では文化人とは言えないのではないか、とくに平家物語を書写するような人物ではないと思う」と述べられ、別人であろうといわれた。更に同氏は別人であるらしい理由のもう一つの根拠として、「吉田」・「飯田」のちがいの重要性を指摘された。この大内氏の家臣にあってはとくに大切だというのである。つまり、大内氏の主な家臣の中で「吉田」を名乗る者は皆無であったというのである。——当時毛利の家臣にはかなり重要人物がいた。——この説はたいへん重要で、おそらく別人であることはまちがいないと考える。

次に、それでは年令の方から換算して合うかどうか検討してみることにする。「吉田興秀」がこの平家物語を書写した年代及び年令はその奥書により「大永武年」・「五十七歳」であったことがわかる。ここでもし「吉田興秀」が「飯田興秀」であると仮定して、前掲群書類従の「大内義隆記」及び「中

国治乱記」に記されてある記事の年代は、「中国治乱記」上掲記事の続きを見ると、

豊後ヨリハ橋爪美濃守。吉弘右衛門大夫御供トシテ天文二十一年三月朔日三田尻ニ御着。先祖ノ琳聖太子ノ例ナリトテ。多々良浜ニ一日御逗留アリテ山口へ御移リ。：云々……

の時のお迎えに出掛た人々の中に「飯田石見守興秀」の名が見えるのである。つまり「平家物語」を書写した「大永武年(一五二二)」から実に三十年の年月が過ぎていくことになる。したがって興秀は八十七歳になっている勘定になるわけである。「興秀」が長命であったという記録はないからなんとも言えないが、当時八十七歳という年令ではどうだろう、この年になっても——もし存命していたとして——大友義長を迎えに出たであろうか。私はこんな点からも別人であるような気がするのである。それに加えて、もし同一人物であるならば、「飯田興秀」が出家したことか、「吉田」を名乗ったわけ、更に風流人・文化人と称する人たちの中に知られていたであろうし、そのような伝説や記録の一つや二つは残っていないものがあるが、そんな形跡もない。こう見ていくとまず別人と考えざるを得なくなったのである。

察するところ、この「平家物語」は諏訪家で入手したときすでに書写した「吉田大夫律師興秀」についてはわからな

ったのであうと思われる。——いつ頃入手したか、という問題は後述する——そのため入手してから諏訪家の何代目か不明であるが、この筆者を調べさせたと思われる。その結果「了延」という人から「大内殿内飯田石見守」と報告して来たのであろう。この「了延」は諏訪家の右筆であったと見てよいだろうから、ともかくこのような報告があり、右筆であるような人からの報告であるため、飯田・吉田のちがいに少しも気づかずこれを信用しているらしいことが推察される。この当時において既に「吉田興秀」と「飯田興秀」とを間違えていることを思うと、「吉田興秀」という人物もあまり世に知られていない人であったのではなからうか。——しかし私自身まだ「吉田興秀」については十分調査したわけではないのだが。

## 七

次に、ではこの「平家物語」を諏訪家で入手したのはいつごろになるか、という問題を考えてみたい。——この問題ははなはだ想像の域を脱し得ないが、前掲「大内殿内興秀事飯田石見守と申候旨右筆了延より乙卯六月十二日申来」の書きつけや、「諏訪史料叢書」・「諏訪史年表」(諏訪教育会昭和十三年刊)などを参酌して考えてみることにしたい。

「了延」が「乙卯六月十二日申来」ったときには、既にこ

の平家物語は諏訪家にあつたと見て差支えないと想像するから、まず大永二年（一五二二）以後江戸時代末までの間に「乙卯」にあたる年を拾ってみると、

弘治元年（一五五五）

元和元年（一六一五）

延宝三年（一六七五）

享保二十年（一七三五）

寛政七年（一七九五）

安政二年（一八五五）

の六回である。「了延」が「申来」つた年はこの六回のうちのいずれかの年であるとして見てよいであろう。

そこで、諏訪家代々のうちで「平家物語」や、源氏・竹取・伊勢物語、さらに多くの漢籍をあつめ読むほどの文化人は誰であつたらう。もちろん一代でこれだけ全部あつめたわけではないであろうが、諏訪史料叢書や諏訪史年表を見ると

頼水——忠恒——**忠晴**——**忠虎**——**忠林**——忠厚——

□のついた忠晴・忠虎・忠林の三人がその候補にあげられる人物のようで、諏訪史年表ではこの三人について左のように解説している。

忠晴について

諏訪忠晴「本朝武林小伝」を編む

当時の藩主諏訪忠晴は博学多芸で文を草し最も詩書を好

平家物語について（村上）

み画工に命じて源平諸將の像を描かせて、これを屏風として朝夕之を見て気を養った。且つ忠晴は漢学の造詣が深く、風雨月集・東山道詩・高田紀行・灘波紀行・頼忠頼水忠恒祠廟之記等幾多の遺稿がある。……中略……尚延宝四年三十八歳の時「本朝武林小伝」七巻を著し、更に天和二年四十四歳の時其続編として三十五巻を完成してゐる。

正編は桓武天皇の延暦五年から順徳院の承久元年に至る四百三十四年間の丘革を記し、平家の部二巻源氏の部五巻として公暁で終っている。……中略……続編は崇徳院の保延四年から後水尾天皇の元和元年に至る四百七十八年間の武人其の他百六十二人の伝記を述べてある。……以下略……

忠虎について

此頃諏訪闡幽（忠虎）、露沾・其角等と俳交あり（元禄九年）

……前文略……父忠晴に以て学芸を嗜むこと深く、詩歌・絵画の外殊に俳諧を能くして闡幽と号した。忠虎の俳諧に入るに至つたのは当時談林の耆宿として其の名の高かつた伯父の内藤風虎（磐城の国平の藩主）・其子露沾（忠虎の従兄）の影響によることは言ふを俟たないが、外に露沾の弟子水間沾徳と蕉門の服部嵐雪・榎本其角に師事して斯道の奥義をきはめたことは、現に是等の人々の添

作にかゝはる闡幽と其俳友との染冊の多くが遺存してゐることによつて知られるのである。……以下略……

忠林について

服部南郭等諏訪忠林の爲めに「八詠楼之記」を作る（元文二年五月）

忠林の好學は忠晴のそれと比濤して藩主中異彩ある存在であつた。まことに博學多芸で特に詩文に勝れ、書畫篆刻和歌等についても造詣深く當時文人墨客の交が少くなかつた。詩文は専ら服部南郭に師事し徂徠學派の逸足であつた。元文二年忠林は高島城の内に一つの楼を営み八詠楼と稱した。諏訪湖の雅景を中心として其の名を得たもので、ここに積万庵等の詩人を招いて詩を賦した。これ等の詩文を集めたものが「八詠楼之記」で、序文は服部南郭が書いた。……以下略……

以上のことがすべてではないが、「諏訪史年表」は当時の資料に基づいて編んだものであり、信用できる内容と思う。この三代の頃の徳川幕府は學問奨励に力を入れた時代であり、諏訪藩でも前の頼忠・頼水・忠恒の時代はのんびりと學芸に力を入れることもできなかったが、忠晴の代になってから、中央の影響もあつてか、盛んに學問にも芸道にも力を入れおおいに奨励したようである。

上記諏訪史年表の記事から見ると、このようである。それ

ぞれ三人とも少しずつちがつた好みをもつていたようで、忠晴は歴史・詩に、忠虎は俳諧に、忠林は詩にといつた具合にしたがつて蔵書も三代くらいで少しずつ集めたものと思つてよいであらう。

そこで三人のうち「平家物語」をいちばんだれが必要とし、読まなければならなかつたか、それは、私の考える限りでは忠晴だと思ふ。「本朝武林小伝」正・続編を執筆し、とくに源・平のことは興味があつたらしく、「源平諸將」の像を描かせて屏風にして朝夕ながめていたくらいである。源・平合戦譚を主題とした平家物語は第一に手にしたかつた物語にちがいない。それにこの時代は平家物語を語ることもはやつていたと思われる。忠虎も忠林も一応見たかも知れないが、忠晴必要とはしなかつたのではなからうか。

忠晴は寛永十六年（一六三九）八月二十一日に生れ、明暦三年三月二十五日父の遺封を受け、因幡守従五位下に叙せられ、天和二年二月には越後国頸城郡檢地役を仰せつけられ、これを勤めている。彼が亡くなつたのは元禄八年（一六九五）三月二日五十七歳のときである。

ここで仮りに忠晴が入手し、了延に調べさせたのも忠晴と考へて、彼の存命中の「乙卯」の年を見ると「延宝三年（一六七五）」で忠晴三十六歳のときにあたるわけである。この年は忠晴が「本朝武林小伝」正編ができる二年前になるので



ある。

次に忠虎は寛文三年（一六六三）三月十五日生れで、亡くなったのは元禄十六年（一七〇三）七月二日、六十九歳であった。この忠虎が「吉田興秀」について調べたとして、彼生存命中の「乙卯」の年は延宝三年（一六七五）で、彼が十二歳のときということになり、これはちょっとどうかと思われる。

第三番目の忠林であるが、生れたのは元禄十六年（一七〇三）で、亡くなったのは明和七年（一七七〇）五月二十七日、五十八歳のときである。彼の存命中の「乙卯」の年は享保二十年（一七三五）になる。彼が三十二歳のときになるわけである。以上は参考のために並べてみたに過ぎないが、もし上記の三人のうちで誰かが調べたとすれば「忠晴」か「忠林」であろう。「忠虎」は年令的に不可能ではなからうか。

これらはまったく想像に過ぎないが、この平家物語——その他のものも含んで——は、上記三代のうちに入手したことは確実と見てよいようで、忠林の子「忠厚」は現存する資料ではあまり学問・芸道に秀でていたという伝えはないようである。従って私は現存する幾多の蔵書及び資料のうち国書関係は「忠晴」の時代に多く入手し、漢籍関係は「忠林」の時代までに集められたものが大部分ではないかと想像されてな

らない。もちろん深い理由があつてのことではない。それを述べるのならば、もっと詳細に究めなければなんとも言えないことなのだ。

## 八

たいへん思いきつた、というよりは自分勝手な紹介であるが、ともかく諏訪本平家物語の全貌はだいたいこんな形をしているのである。これはあくまでも私の見た範囲での姿である。この本の価値をと言うとたいへんむずかしくなるがまず第一に奥書の「大永武年」という年代には注目してよいと思う。現存する平家物語の写本の数は幾組あるか私は知らないが、おそらく相当な数にのぼると思う。その中で書写年代の明記されている写本は数少ないと心得ている。「大永二年」（一五二二）と言えば室町時代になるわけで、例えば大東急記念文庫蔵の「延慶本」には遠く及ばないが、水戸の彰考館に慶長年間に書写された本が現存するが、これよりも以前の書写ということになる。

その第二は、巻七・巻八・巻九の問題であろう。この三巻の内容如何によってはこの平家物語が重要な存在になるかも知れないし、又逆に書写された年代は古いとしても、内容において大変欠点をもつものになり、価値は半減するかも知れないわけである。

■ 未筆でたいへん恐縮ですが、本稿を記すにあたりいつも心暖まる御指導を賜った本学の富倉徳次郎先生、並びに渡辺三男先生に深く感謝いたします。

■ また本書の写真撮影その他で特別な便宜をお計り下さり、御協力下さった諏訪市立図書館の館長さんはじめ皆様に。さらに諏訪家に関しては諏訪市の郷土史研究家伊藤富雄氏にいろいろ教えをいただきました記して御礼申し上げます。